

令和3年社会生活基本調査員による調査員証の紛失について

社会生活基本調査において、調査に従事する統計調査員(※)が調査活動中に、調査員証を紛失する事案が発生しました。
概要については、以下のとおりです。

(※)統計調査員 : 知事が任命する非常勤特別職の地方公務員

1 事案の概要

(1)紛失物:社会生活基本調査調査員証

(2)経緯

10月27日(水)調査員が、自宅において調査票の整理を行っていたところ、調査員証を紛失していることに気づいた。前日の26日(火)、調査票の回収のために調査世帯宅を訪問中に紛失した可能性が高いとのこと。

10月28日(木)調査員が、県統計調査課に紛失を報告。その後、県担当者と調査員の自宅及び前々日に回収した地点の捜索を行ったが、調査員証は見つからなかった。警察に遺失届を提出。

2 今後の対応

(1)すべての調査員に対し、再発防止のため、調査員証を含め、調査書類の適切な管理について、改めて指導の徹底を行います。

(2)県のホームページで注意喚起を行います。

【参考】

令和3年社会生活基本調査について

- ・ 統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹調査。
- ・ 国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として実施。県内34市町村、142調査区、1,704世帯を対象に調査を実施している。
- ・ 担当調査員の任命期間は令和3年8月18日(水)から11月12日(金)まで

【お問い合わせ】

熊本県企画振興部統計調査課
担当:上田、宮崎(内線 3606)